

平成22年第2回玉城町議会定例会会議録(第3号)

1. 招集年月日 平成22年3月 5日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成22年3月 9日

4. 応招議員

1番	小林一則君	2番	中野勇君
3番	山本静一君	4番	—————
5番	鈴木加奈子君	6番	小林豊君
7番	前川隆夫君	8番	風口尚君
9番	川西元行君	10番	中瀬信之君
11番	山口和宏君	12番	奥川直人君
13番	高木市郎君	14番	東谷富雄君

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 13名

7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻村修一君	副町長	坪井信義君
教育長	山口典郎君	会計管理者	前田浩三君
総務課長	中郷徹君	税務住民課長	小林一雄君
生活福祉課長	林裕紀君	建設課長	森島千里君
上下水道課長	松田幸一君	病院老健事務局長	田畑良和君
産業振興課長	田間宏紀君	教育事務局長	辻誠君
総務担当課長補佐	田村優君	政策財政担当課長補佐	中村元紀君
教育委員長	加藤禎一君	監査委員	松田隆生君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大南友敬君	同書記	高井美江君
同書記	内山治久君		

10. 提案議案

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 議案第 3 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について (質疑)

第 3. 議案第 4 号 玉城町職員の給与に関する条例等の一部改正について (質疑)

第 4. 議案第 5 号 玉城町南勢水道用水供給事業基金に設置、管理及び

- 処分に関する条例の廃止について（質疑）
- 第 5. 議案第 6 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について（質疑）
- 第 6. 議案第 7 号 三重県伊勢志摩地区広域市町村圏協議会の廃止について（質疑）
- 第 7. 議案第 8 号 菊狭間環境整備施設組合規約の変更に関する協議について（質疑）
- 第 8. 議案第 9 号 平成 21 年度玉城町一般会計補正予算（第 7 号）（質疑）
- 第 9. 議案第 10 号 平成 21 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）（質疑）
- 第 10. 議案第 11 号 平成 21 年度玉城町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）（質疑）
- 第 11. 議案第 12 号 平成 21 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 4 号）（質疑）
- 第 12. 議案第 13 号 平成 21 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）（質疑）
- 第 13. 議案第 14 号 平成 21 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（質疑）
- 第 14. 議案第 15 号 平成 21 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（質疑）
- 第 15. 議案第 16 号 平成 21 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 3 号）（質疑）
- 第 16. 議案第 17 号 平成 21 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 4 号）（質疑）
- 第 17. 議案第 18 号 平成 21 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）（質疑）
- 第 18. 議案第 19 号 平成 21 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 4 号）（質疑）
- 第 19. 議案第 20 号 平成 22 年度玉城町一般会計予算（質疑）
- 第 20. 議案第 21 号 平成 22 年度玉城町国民健康保険特別会計予算（質疑）
- 第 21. 議案第 22 号 平成 22 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算（質疑）
- 第 22. 議案第 23 号 平成 22 年度玉城町老人保健特別会計予算（質疑）
- 第 23. 議案第 24 号 平成 22 年度玉城町山村振興事業特別会計予算（質疑）
- 第 24. 議案第 25 号 平成 22 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算（質疑）

- 第25. 議案第26号 平成22年度玉城町介護保険特別会計予算（質疑）  
第26. 議案第27号 平成22年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算  
（質疑）  
第27. 議案第28号 平成22年度玉城町病院事業会計予算（質疑）  
第28. 議案第29号 平成22年度玉城町水道事業会計予算（質疑）  
第29. 議案第30号 平成22年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算  
（質疑）  
第30. 議案第31号 平成22年度玉城町下水道事業会計予算（質疑）

（午前 9時 開会）

- 議長（小林一則君） 只今の出席議員数は13名で定足数に達しております。よって、平成22年第2回玉城町議会定例会第3日目の会議を開会致します。本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。
- 議長（小林一則君） 日程第1. 会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において  
7番 前川隆夫君            8番 風口 尚  
の2名を指名致します。
- 議長（小林一則君） 次に、日程第2. 議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。  
直ちに質疑を行います。発言を許します。6番 小林豊君
- 6番（小林豊君） まず、最初にですね。この条例改正に対する意味というか、いささか理解し難いところがありますので、その点を再度説明して頂きたい。  
もう1点、なぜ、今定例会においてこの条例をあげられたのか。その経緯についても説明して頂きたいと思います。またですね、この内容なんですけど採り方によってはですね、景気の動向になにも左右されない我々議会の報酬といえますか特別手当が、というふうなかたちで我々議会議員に対しての優遇処置になるのではないかと思われるのですが。その点についても明確にお答頂きたいと思います。
- 議長（小林一則君） 総務課長 中郷徹君
- 総務課長（中郷徹君） まず、今回の条例改正、どのような意義を持っておられるのか、といったことについてでございますが、今回改正をお願いしております収支でございますが、従来によりますと、他の条例の規定をそのまま用いるといった形をいたしておったところでございます。他の条例の例によるというふうな形で他の条例の規定を用いておったといったことでございます。今回、お願

いをいたしております趣旨と申しますのは、準用もしくは、他の例によるといった形ではなしに、この条例そのものの中に、この支給の月数といったものを明確に規定をすることによって、条例そのものに主体性を持たせるといったことを目的に致しておるものでございます。

どうして、今回、この定例会にお願いを致しとるかといったことについてでございますが、前回、職員の給与に関する条例の改正をお願いをいたしておるところでございますが、これにつきましてはお認めをいただいたところでございますが、この審議過程におきまして、この説明をいたします際、職員の給与条例の改正、これは期末手当に係るものでございますが、これが議員の皆さん方の期末手当支給月数にも及びますといった内容でご説明をいたしてまいりました。審議をいただくなかで、やはり、議会議員の報酬に関しては、別途定めるべきではないかといったご意見も議会の方から出ておったといったことで、お聞きをいたしておったところでございますが、このことをもちまして、そのご意見を尊重いたした形で今回提案を申し上げた。こういったことでございます。今後のことにつきましては、今後、経験をどうこう、若しくは、職員に関しましては、官民格差、これが給与改定の基にいたしておるところでございますが、こういった状況が生じたおりに、そのつどに内容についてもご議論をいただけるもの、こういったことで考えておるものでございます。

○議長（小林一則君）6番 小林豊君

○6番（小林豊君）準用に価するような条例やったもんでという答弁でございましたが、これだけですか、他にもあるんと違うんですか。なぜ、ここの部分だけです本定例会に出されたんか。いささか疑問が残ります。またですね本来ならこういった我々議会のことについては、議会議員が、我々から発議で出すんが本来の姿やと思います。議会の方でもそういう議論があったと申しましたが、実のところ議会のほうでも、懇談会で議論しました。ただ1回きりの、1時間きりの、1時間足らずの議論やったように思われます。なんかですね、町長任期一杯迎えられて、本定例会で任期が終わるといようななかでですね、見方によたらですよ、議会への手土産みたいにとられる。そういう見方もあるんですよ。それについて、町長どう思われますか。

○議長（小林一則君）辻村町長

○町長（辻村修一君）あの、内容につきましては、総務課長から申し上げた経過でございます。特に議会の中でも、私どもは、内容までは立ち入らせて頂いてませんけど、ご審議を頂いてそして直接、議長の方からご要請も頂いて特にこのことについて纏ったので提案を願いたいという内容でございました。私どもからの提案というふうなことで、むしろ、議会からというふうなことの申し入れもさせていただいた経過もございませうけれど、最終的に是非こちらの方からということではございましたので、受け入れをさせていただきとそういう経過でございませう。まあ、そんな経過で従前の職員の例を、それを取り除いた形での

今後の扱いということでいきたいというふうなことで纏まったということのなかで、こういう提案をさせていただくことになった経過でございますのでご理解を頂きますようお願いを申し上げます。

○議長（小林一則君）6番 小林豊君

○6番（小林豊君）もう多くは申しませんが、討論・採決までに時間があります。再度ですね。この議案を採り下げていただいて、今回正しい形というかまともな形、我々議会側からの発議というような形を次期定例会でも採るようにお考え下さい。宜しく申し上げます。以上で終わります。

○議長（小林一則君）他に、ありませんか。

（「議事進行」の声）

これをもって議案第3号に対する質疑を終結致します。

○議長（小林一則君）次に、日程第3. 議案第4号 玉城町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号に対する質疑を終結致します。

○議長（小林一則君）次に、日程第4. 議案第5号 玉城町南勢水道用水供給事業基に設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

○議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子さん）この南勢水道用水の基金、これが無くなったからやめにする。廃止する。というだけのことでいいのかどうなのかという問題があると思います。町長も私何度も申し上げてきましたのでご存じと思ってますけれども、この基金につきましても、経過があることでございまして、南勢用水を作るときにですね。まだ、整っていなかった地域へ向けて、玉城町は町営の水道から、南水に対しまして、水の売却をいたしましておりました。援助をいたしていたところでもあります。そういう経過のなかで玉城町は南水をいただかなくてもいいんだということで、その時の議会で随分の論議をいたしまして、その時の水道課長さんも頑張ってくださいまして、これを県企業庁に対してお断りをするということで、玉城町は抜いていただいたわけでもございました。ところが、その後、北林町長の時でもございましたけれど、改めて県の方から名前だけは貸してほしいと名義貸してございまして、あの大仏山に開発をするからそこで県営事業として引くためのお水ということで玉城町の名前を載せて頂きたいということでありました。その為にその基本料金の支払いのためにということで受けとった、これが基金でございました。その水道ですけども、県は計

画どおりには実施いたしませんでした。その為に水道は使われておりません。それにもかかわらず、この基金で繰出して補っていたんですけども、これは料金としては20倍でしたでしょうか、玉城町から支払っていたんですから、この基金だけで賄えたわけではありません。それでとても問題があったんですよ。それまでに、県の事業を推進するということを含めましてこの改善のために町長としても働いていただきたいということをお願いしてきたわけですが、このたび、この基金が廃止ということになりますと、もう100%基本料金も水道料金も玉城町として大きな負担となってまいります。県に対して、どういう働きかけをしたのか、県はどのような態度をとっているのかこのことを明らかにしていただきたいと思います。名義貸しは恐ろしいことが起こるといのが証明されるような事態でございまして大変問題であると思っております。宜しく願いいたします。

○議長（小林一則君）町長 辻村修一君

○町長（辻村修一君）長年の経過のことのご説明を頂きました。なぜこの南水に対応したのかというふうなことは、度々ご説明も申し上げておりますけども町の上水道だけでは災害時に不安が残ると。こういうふうな中でですね、南勢水道に町が関与し現在に至ってきとる、しかし、その料金負担分の基金として蓄えておったものが、今回で無くなる。残高が無くなるというふうなことで廃止をする。それだけのことでございますけど、特に従来からですね、関係するこの市町でなんとかしてこの料金をもう少し見直してほしいというふうなことは直接、知事はじめ関係部署にお願いをして、随分と料金改定を進めて頂いてきたというふうな経過もあるわけでございます。そういったことで今後もそれぞれの玉城町のみならず、市町におきましても有事の際にどうしても必要な水、これの確保のため関与するというふうなこともありますし、また、市町によりましてはこれに頼って全市民の水を確保しておるとい事情もあるわけでございますのでその点ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子さん）有事の際とは爆撃ではございませんのですね。あの、そんなことは有りえないことで、平和憲法を持ってます国を攻撃するようなことは有りえませんが、たぶん町長がおっしゃるのは地震・災害のことではないかなと思いますけれども、地震になった場合に真っ先にやられますのが、この南勢水道でございます。ですからこれは何にも玉城町にとって担保になる。町民に対して給水の保障になるという、そういったものではないということは明らかではないでしょうか。もしも何かがあった時に、その時に給水をするためというのであれば、こんな余分なところに金を払うのではなくて、もともとの経緯からして災害のためということではなかったわけですから。それがために県は一億に近いお金を玉城町に出すことによって玉城町の了解を得たいということで頼み込まれたものでございます。ですから、有事の際に必要なだから、と

というようなことで玉城町からこの・・・(聞取不能)

さきほども申しましたように県から頼みこまれて白地の自治体が残るというのではなくて玉城町の名前を載せてもらいたいと。玉城町の名前を借りたいということでした事業であったわけです。余分な金を支払うことなく玉城町独自に何かのときのためのものを設置するなら、そのためにこそ仕事は成すべきだとこのように思っております。

それから、水道の使用ですけど月に何トンというような少ない数量でしか使っていないのに、その何十倍も料金を支払っているような現状であります。あの場所にはもっと町民にとっても有効な施設、そして水も使うような施設。要望として上がっておりますのは温水プールですけれども、以前から持ち上げているところでございますけれども、こういった要望は出してきたのかどうか、その交渉の結果はどうなったのかお伺いしたいと思います。

○議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君

○総務課長(中郷徹君) 大仏山公園の土地利用、大仏山地域の土地利用につきましてでございますが、このことにつきましては、県、玉城町、伊勢市、明和町、4者が協議の場を持っておるところでございます、鈴木議員がおっしゃるような形でなんとか水の利用が見込めるような施設の設置をとったことで、これまで要望を重ねてまいったところでございます。最近の状況でございますが、12月にもこの協議会、今後どのように土地利用をしていくかといった形で協議会を持っております。そのなかで、具体的にどういうふうに進めていくかといったことで話し合いをしてきたところでございます。やはりできるだけ多くのといたしますか、少しでも多くの水の利用が見込めるもの、こういった形で本町のほうは意見を申し上げるところでございます。工業団地の誘致をいった形で要望を出されているところもでございます。

現在のところ、具体的にどういうふうに進めていくかといった形までは定まっておりますが、出ておりますのが、まず、排水路等の整備をする必要があるのではないかとといったこと、それから、やはり、現在、遊歩道・公園こういった形で現地が使われておるといったことでございますので、山林のままで現在に至っておる部分というのがかなりございます。そういったこともございますので、今後、遊歩道の整備といったものをその地区で進めていく必要があるのではないかとといったことがございます。なお、一部例えば、スケートボード・マウンテンバイクこういったことの練習コースといったことも使い道があるのではないかという意見も出ておるところではございますが、現在のところ具体的にこの部分についてこういった土地利用をする。こういったところまでは進んでおらんのが実状でございます。

○議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

○5番(鈴木加奈子さん) 私が主張したように水利用ということで意見を言っているとされたんですけど、それでは玉城町としてはどんな意見を出してきて

いるんですか。お伺いします。今聞いたのは、遊歩道だとかスケボーだとかマウンテンバイクそういうようなことであれば、なんだ今と変わらないじゃないですか。今だって、野球場の散水だとか、植栽されているものに水をやる、それだけの利用しかないからこそ大変な問題になっているわけじゃないですか。どんな要求を出しているのか伺いたい。

○議長（小林一則君）辻村町長

○町長（辻村修一君）ここはですね、ご承知のように大仏山、そして今の旧小俣町のグラウンド、あるいは県営の野球場、公園というふうな形の整備がありまして、そのさらに近鉄側といいますか明野側にですね、約22ヘクタールの県の公社所有の土地がございます。それをなんとか早い機会に工業団地等の誘致を地域として欲しいということを、長年、伊勢市周辺、玉城、小俣、そして明和、一緒になってですね、県の方へ働きかけをしてきた。しかし、なかなか、昨今の経済情勢から、企業が思うように、立地しない現状はご承知のとおりでございます。今申し上げましたように、大堀川の改修、というふうなこともあったりしまして、なかなか時間がかかってきておる。したがって、一昨年あたりから特に関係する伊勢、明和、玉城というふうなことで共同して、この活用について、再度県のほうへ働きかけをいたしまして、もう一度、工業団地というふうな形じゃなくって白紙の形でですね、改めて、この活用について検討していこうと。こういう経過に今なっておるところでございます。そして、そんな中で南水等の利用が高まっていく。更に増えていくことになればいいな。そういった状況に経過はなっているわけでございます。どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（小林一則君）今のですな、話は南水の価値の問題ではなしに、必要性の価値じゃなしに、あるいは水の利用をどうするかというのではなしに、今の質疑は提案の内容についての質疑ということですので、言われる質疑は後日またお願いしたいと思います。

○5番（鈴木加奈子さん）はい、議長。

○議長（小林一則君）会議規則3回をオーバーします。

○5番（鈴木加奈子さん）議長が言われたことを考慮して話をします。

○議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子さん）公社が所有しているところへ、どういう誘致をして水利用を高めるか、玉城町の水の負担、これを軽減するというその話が進められているということですが、あまり進んでいる様子もございません。やはり、これはもともとのこの基金、創設したこの時の時点にきっちと思い置いて頂きまして、公社に対して、どのような負担をするのか、このことについて話をまずしてくる。そのことが大事だと思いますので、これで質問を終わります。

○議長（小林一則君）他の方ございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号に対する質疑を終結致します。

○議長（小林一則君）次に、日程第5．議案第6号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号に対する質疑を終結致します。

○議長（小林一則君）次に、日程第6．議案第7号 三重県伊勢志摩地区広域市町村圏協議会の廃止についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号に対する質疑を終結致します。

○議長（小林一則君）次に、日程第7．議案第8号 菊狭間環境整備施設組合規約の変更に関する協議についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

○議長（小林一則君）6番 小林豊君

○6番（小林豊君）民間の方から、有識者から監査委員を一人ということの規約の改正だと思うんですが、この場合ですね、菊狭間環境整備施設組合につきましては、当町と明和町2町で構成されとるわけなんです、その2町のなかから選ぶということでしょうか。また、報酬はどのような形を取るか。そこまでは決めてないのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

○生活福祉課長（林浩紀君）現在、玉城町と明和町と一人ずつ議員さんの方でお願いとるんですけども、どちらかの町から一人というふうに聞いております。事務局確認をとるんですが、明和町の議員さんの任期が22年、今年の11月ですか。それから玉城町。私ところが23年9月ということで任期が違いまして、そのへんも任期を待ってどうするのか。それかまた、任期の途中で決めるのか今後、協議をしていただくと聞いておりまして、まだ未定です。宜しく願いします。報酬についてもちょっと聞いておりません。すいません。

○議長（小林一則君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号に対する質疑を終結致します。

○議長（小林一則君）これより、日程第8．議案第9号 平成21年度玉城町一

般会計補正予算（第7号）ないし日程第18、議案第19号 平成21年度玉城町下水道事業会計補正予算（第4号）を一括議題とし、これより質疑を行います。各議案の質疑につきましては、後日、予算決算常任委員会で詳細な審査を頂く予定でありますので、ここでの質疑は町長の提案理由の範囲を対象に行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。よって質疑は、一括上程されました 議案第9号ないし、議案第19号についての町長の提案理由の説明の範囲の対象に行います。発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

- 5番（鈴木加奈子さん）町長の提案理由の説明の中でですね、また、国民健康保険特別会計へ貸付金1千万円とこのようにあるわけでございますけど、この脆弱な国保会計に対しまして、各県内市町では一般会計からの繰入という姿で、国保料の、あるいは税にしている所もありますが、その負担が少しでも軽くなるようにという、言いかえれば、国の施策の後退を自治体が防波堤となって、それを補うという、そういう姿になっております。ところが、玉城町はですね、脆弱な国保会計に向けて、農家であるとか、派遣切れになったとか、企業に努めていた方が首になったとか、そういった方が入る国民健康保険のこの会計へ向けて、金を貸すというのはどういうことなんか、この問題点についてはこれまでも、申し上げてきたところでありまして、これまでいくら貸して、いくら返してもらって、そして、また貸すのか、それも含めて纏めてお話をして頂きたいし、今後もこういう金貸しをするのか、繰入という形で頑張るつもりはないのか伺いたいと思います。

○議長（小林一則君）辻村町長

- 町長（辻村修一君）国保会計そのものはですね。加入者の方々の保険料で賄う。何度も申し上げておりますように、相扶共済互助制度と、こういうふうな考え方でございます。当然法定の繰出しというふうなことが認められておりますけれど、玉城町の場合にはですね、約3割ないし4割の方が国保となっております。それぞれの市町の例もよく挙げられますけど、そういう自治体とは若干、勤労者の部分が非常に多いというふうなことで、食違う部分もございます。具体的なお質問の現在のこの状況というものを担当課長からご報告をもうしあげますけれど、やはりこれは、必要に応じてのことながら、国保料の改定というふうなことも今後考えていかなければ会計として成り立たない。というのは当然でございます。そんなふうにご考えております。あと、補足を申し上げます。

○議長（小林一則君）生活福祉課長（林 裕紀君）

- 生活福祉課長（林 裕紀君）国保の貸付につきましては19年度の赤字決算のときに2千万お借りしました。それから21年度今年の予算では、まず、提案する

までで3千万を借りて1千万を返したという格好にしております。差引2千万となり、これで4千万借りているところです。この3月補正で1千万医療費の高騰がございまして、1千万借りるということで、併せて6千万借りて、1千万返すというふうな予算上はこのようになっております。5千万借りております、差し引き。22年度の当初予算で1千万返すということで考えております。当初、毎年1千万ずつ返していくということでご説明させていただく点がございまして、22も一応1千万、21も1千万返す、22も1千万返す予算を計上しています。20年度では、借入の予算は載っておりません。返すだけの予算を計上しております。以上です。

○5番（鈴木加奈子さん）林生活福祉課長からお話があったんですけども、今、町長さんが、玉城町は3割ないし4割の方しかここに入らるので、一般会計から繰入れることは不都合のような言い回しをされたわけですけど、課長としては、各市町がですね。四日市であるとか、大きなところも繰入をしています。そういったところののでは、加入者の割合ですね。国保に入っている割合というのが、どこしも住民の過半数の方が国保に入っているというそういうところになるとるんですか。私が見たところではそうではなかったかと思っています。玉城町に類するようところがやはり繰入をするということで国保会計を国の支えが弱くなってきているのを補うという姿で、自治体として国保会計を支えている。このように見ておるんですけどどうでしょうか。

○議長（小林一則君）生活福祉課長（林 裕紀君）

○生活福祉課長（林 裕紀君）昨今の国保のいろんな所得の景気後退による所得の減などで、確かに国保会計はほとんどな自治体で赤字になっておるのはご承知のとおりかと思えます。その中で、相変わらず国の方針としては、保険料を下げる為に、法定外以外の繰入は行うべきではないという通達が出ております。それに従って、私ところも運用をしているわけですけども、他の自治体では自治体独自の判断で、税金を投入して国保料の値下げに利用しとるというふうなことは把握はしております。以上です。

○議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子さん）割合はどんなになつとんにゃ。あなたキャッチしてるでしょう。

○議長（小林一則君）暫時休憩します。

○議長（小林一則君）再開します。生活福祉課長 林裕紀君

○生活福祉課長（林裕紀君）今、各自治体の被保険者の割合が何パーセントからよっと資料をもっておりませんが、確かに被保険者が多いところでは、入れているところもあると認識しており、少ないところでも入れているところもあると認識しております。今も申し上げたように、各自治体の判断でこれやとるとということになりますので、玉城町は相互扶助の関係上、一般会計からお借りするという格好で税金の投入という形はとっておりません。以上です。

○議長（小林一則君） 5番 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子さん）担当課長は、他の繰入をしている自治体の様子についてはキャッチをしてもらっているということもわかった。なぜかという私は担当課長から資料をもらうことによって、この内容を詳細に知ることができたのでございます。他の自治体におきましても住民の過半数、大多数の方が国保だからして繰入をしているというそういうものではないということも今、答弁のなかで言われた。そうすると町長も言われるその意味合いは、理由は崩れ去るわけでございまして、例えばですね、山村振興、温泉のあの施設の会場等につきましてですね、毎年2千万円前後をですね、改修などするともっと多額に繰入を致しております。それならこの浴場はですね、玉城町の方が何割の玉城町の方がこの温泉に入るとるんかと。そういうことにも繋がってくるわけでございまして、そういうこと言われたらもう反論できなくなるんだと思っておりますが。ですから、加入者がどうというもので判断するべきものではないと思います。例えば、障がい者の方が玉城町の過半数あるわけではないけれども、支える必要があるから、支えるわけじゃありませんか。ですから、そういう屁理屈みたいなことを言うのではなくて、やはり、脆弱な会計に対しては貸付をするというのではなく、キチンとした理念のもとに立ちまして会計に対して補助をする、国保料の負担が払いたくても払えないというこの現状を少しでも軽減をする、その意味を込めての施策として繰入ということにはならないのか。お伺いをします。

○議長（小林一則君） 辻村町長

○町長（辻村修一君）それぞれの会計があつてですね、国保と山村振興の会計を一緒くたにして、そんな訳にはいきませんのですわ。趣旨が異なります。玉城町の全体眺めて、いろんな会計ありますけど、それぞれに財政の健全化を目指して、運営をしていくというふうなことが基本であります。そんな中で当然のことながら、負担をするのが非常に苦しいとこういうふうな皆さん方の為にはですね、それぞれ救済の措置もある訳ですし、これは何度申し上げますように相扶共済相互扶助それぞれの皆さん方の保険料によって、運用をしていく制度である。ということのご理解は十分していただいておりますのではないかと。このように思っています。

○議長（小林一則君） 5番 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子さん）この後はもう、それぞれの予算の段階でまた、キチンと申し上げていきたいと思っておりますので、以上です。

○議長（小林一則君）他に、ありませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

これをもって一括上程されました議案第9号ないし議案第19号についての町長の提案理由に対する質疑を終結致します。

○議長（小林一則君）次に、日程第19．議案第20号 平成22年度玉城町一般会計予算ないし、日程第30．議案第31号 平成22年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題としてこれより質疑を行います。各議案の質疑につきましても、後日予算決算常任委員会で詳細な審査を頂く予定でありますので、ここでの質疑は、町長の施政方針、提案理由の範囲を対象に行いたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって質疑は、一括上程されました 議案第20号ないし、議案第31号についての町長の施策方針・提案理由の説明の範囲の対象に行います。発言を許します。12番 奥川直人君

○12番(奥川直人君) 議案の24号ですけども、温泉化粧水というのがですね、昨年検討されて議会としても承認させて頂いたんで、これの進捗というところをお聞きをしたいのと、もう1点ですね、アスパア玉城で各種イベントの開催に伴う経費という形でご説明を頂いておりますが、詳細についてですね、今までもいろんな夏祭りとかいろんなことを開催されとるんですが、それについてお聞きをしたいと思えます。確かに利用を拡大、多くの方に集客していただくということが大事なんで、その辺の考え方だけお聞きしたいと思えます。

○議長（小林一則君）産業振興課長 田間宏紀君

○産業振興課長（田間宏紀君）まず、第1点目の温泉化粧水でございます。こちらにつきましては3月の末日をもって委託契約をいたしとるところでございます。本数といたしましては5,040本を3月の末の契約で納入を致すところでございます。それと、各種イベント関係に伴います、経費。こちらにつきましてはですね、各イベント、具体的には、春のまつりのゴールデンウィークなり、また夏まつり、そして秋まつり、そして、集客を増やす為には、アグリの方の運営と一体的に取り行う必要性があるんじゃないかなというふうなことで、アグリにおきましては、各会員様のご協力を得ながらほぼ毎月の単位の中で、イベントを開催して頂いておるといふところもございまして、こちら、ふれあいの館、アスパア玉城全体との利活用も含めた中でですね、イベントをしていきたというふうなことから、イベント経費のほうを今回持たさせていただいておる訳でございます。この各イベントの経費の支出の部分でございますが、委託料というふうなことで支出をさせていただいております。消耗品・材料というふうな形じゃなしに委託料という費目におきまして、アグリとタイアップした中とのですね、イベント開催の組織を立てた中へ委託をしていこうという考え方でございます。以上でございます。

○議長（小林一則君）12番 奥川直人君

○12番(奥川直人君) 温泉化粧水につきましては3月末からですね、5,040本ですか。これを販売といいますか、製造販売していくということで、前回です

ね、これを認めさせて頂いた時に責任を持って売り切るということですので、お願いをしたいのと、後ですね、去年はアスピーア玉城の温泉の関係で工事費とか改造費とかいろんな形でですね、4千400万程度一般から繰入れているということです。室内のフローアの張替もしていただきました。それで、あそこがですね、張替が終わった段階で、玉城町内の方がコンサートをされて、ちょっとそういうイベントをされたということでございまして、できれば、そのイベントをですね、いろんなサークルとか、ボランティアでやられている町内のグループがあろうかと思えますので、そういったものをですね定期的に月1回、定期的に開催をしてですね、集客または温泉を利用して入って頂く体験。こういったことをですね、盛り込んだ形でイベントに繋げてもらってですね、そして、そういうサークルとかやっておられる方は発表の場だというふうなことで少しでも温泉に親しんで頂く。そして入って頂く。できれば、その日だけは温泉料を半額にするとか、いろんな形でこの温泉の良さというものを分ってもらえる機会を作っていただければ。とこのように思います。以上で終わります。

○議長（小林一則君）他にありませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。これをもって一括上程されました議案第20号ないし議案第31号についての町長の施政方針、提案理由に対する質疑を終結致します。

○議長（小林一則君）暫時休憩します。

（付託表配付）

○議長（小林一則君）再開致します。お諮り致します。本日質疑を終了致しました議案第9号 平成21年度玉城町一般会計補正予算（第7号）ないし 議案第19号 平成21玉城町下水道事業会計補正予算（第4号）及び議案第20号 平成22年度玉城町一般会計予算ないし 議案第31号 平成22年度玉城町下水道事業会計予算の各議案につきましては、お手許に配付致しました議案付託表のとおり、その審査を予算決算常任委員会に付託致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって議案第9号ないし 議案第19号及び議案第20号ないし議案第31号については、議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託することに決しました。

お諮り致します。只今、予算決算常任委員会に付託されました議案審査を、お願いしたいと思います。日程について事務局長から報告致します。

議会事務局長 大南友敬君

○議会事務局長（大南友敬君）

(議会事務局長 委員会の日程について報告する。)

○議長（小林一則君）只今、事務局長報告のとおり、予算決算常任委員会審査をお願い致します。以上で、本日の日程は全て終了致しました。お諮り致します。議案精査の為、明日10日から14日までの5日間休会致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって3月10日から14日までの5日間休会することに決しました。来る3月15日は午前9時より本会議を開き、追加議案の上程、委員長報告、討論採決を行ないますから、定刻までにご参集願います。本日は、これをもって散会致します。どうもご苦勞様でした。

(午前9時50分 散会)